

編集委員会からのお知らせ

日本臨床薬理学会編集委員会

投稿規定の改訂における論文投稿時の変更点

この度、「臨床薬理」投稿規定を改訂いたしました。大きな変更点は、2点です。

投稿時には、今まで著者全員の COI 申告書を学会事務局に提出していただいていたが、今後は電子投稿システム ScholarOne Manuscripts 上で書類を添付するように変更になりました。

また、英文原稿(和文原稿の英文抄録を含む)はあらかじめ Native check を受けてから投稿いただくことになりました。その証拠書類も電子投稿システムで添付していただきます。

以下は、該当の投稿規定です。

(新投稿規定 抜粋)

5.3 電子投稿システムでは、投稿処理を完了する過程で、筆頭著者が学会員であることの確認、二重投稿を行っていないことの表明、掲載された場合の投稿論文著作権の学会への委譲への同意などをすることが求められている。これらの設問への回答内容は投稿システム内に記録され、誓約書に代えることとする。電子投稿を行う責任著者 (corresponding author) は処理過程で利益相反 (Conflict of Interest: COI) 情報に関する回答を求められるが、それとは別に全著者の COI 申告書をまとめて添付しなければならない。投稿論文の審査は、著者全員の COI 申告書の添付が学会事務局で確認された後に開始される(9. 利益相反の項を参照)。

7.3 和文原稿では、第 2 枚目に、英文で表題、著者名、所属機関名(責任著者はその所在地を含む)、5 個以内の Key words を記す。さらに 250 語程度の英文抄録とその和文訳を添える。英文はあらかじめ Native check を受けてその証拠書類を提出する。

7.4 英文原稿では、第 2 枚目に 250 語程度の英文抄録、5 個以内の Key words を記す。和文抄録は必要ない。英文原稿はあらかじめ Native check を受けてその証拠書類を提出する。

論文を投稿される場合には、必要書類を準備されてから投稿手続きをとられるようお願いいたします。